

足寄都市計画（足寄町） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

（非線引き都市計画区域）

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

この方針では、足寄都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

（2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

| 足寄都市計画区域 | 市 町 名 | 範 囲 | 規 模 |
|----------|-------|---------|------------|
| | 足 寄 町 | 行政区域の一部 | 約 2,170 ha |

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、十勝連携地域の北東部に位置し、阿寒摩周国立公園と大雪山国立公園に代表される優れた自然環境に囲まれた町であり、豊かな森林資源と地理的条件を活かした林業、畑作及び酪農畜産業を基幹産業として発展してきた。

近年は、安定した人口構造を保持し、「若い世代を中心とした、安心して働くための産業振興と雇用の場の創出」、「若い世代が希望に応じて、結婚、出産、子育て、働き方ができる環境づくり」、「各地域における定住促進、農山村をはじめとした地域における日常生活の機能維持及び地域ネットワークの構築」が求められている。

足寄町では、「緑の大地にあふれる幸せ 安全で安心なまち あしよる」をまちの目指す将来像とするとともに、優れた自然環境や豊かな自然資源を身近に感じ、住民一人ひとりがゆとりと豊かさを実感して暮らせる、あたたかく快適なまちを目指し、協働のまちづくりを進めるため、将来都市像を「住みたいまち 住み続けるまち 足寄」としている。

本区域の都市づくりにおいては、これらのことを踏まえるとともに、今後は人口の減少及び少子高齢化が進行することから、市街地の無秩序な拡大を抑制し、都市の防災性の向上が図られ、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能が持続可能でコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを進めながら、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林漁業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口や世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後もこれらが増加、発展に転じることは容易でないと推測される。

今後は、未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林漁業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街地の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域では、旧足寄駅及び周辺商業地を核とし、3・3・3号南大通（国道241号及び国道242号）及び3・3・1号観光通（国道241号）を基軸とし、計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、近年は、人口の減少、少子高齢社会、空き店舗・空地等の増加による商業業務機能の衰退及び賑わいの喪失等が課題となっている。

このため、本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする都市を構築するコンパクトなまちづくり、さらには、低炭素型都市構造への転換を目指し、住宅地、商業業務地及び工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、専用住宅地及び一般住宅地で構成する。
- ・一般住宅地は、中心商業業務地の周辺の中央地区、北地区、西地区、下愛冠地区、南地区及び旭町地区の一部に配置し、周辺住宅のための生活利便施設の立地を許容しつつ、良好な住宅地の形成及び保全を図る。
- ・専用住宅地は、栄町地区に配置し、低層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。

② 商業業務地

本区域の中心商業業務地は、3・3・3号南大通（国道241号及び国道242号）及び3・3・1号観光通（国道241号）の交差点を中心として、これらの主要幹線道路の沿道に配置し、商業・生活交流拠点の形成を図るとともに、周辺住宅地の住環境に配慮した商業地の形成を図る。

③ 工業・流通業務地

本区域の一般工業地は、旭町地区、下愛冠地区及び郊南地区に配置し、隣接する一般住宅地の住環境に配慮しつつ、地域資源型産業の振興、交通利便性の高さを活かした工業系土地利用の維持、増進や主要幹線道路及び北海道横断自動車道足寄インターチェンジに近接する交通利便性の高さを活かした産業振興拠点として、工業施設等の集積を図る。

④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・佐野川以北の貯木場跡地は、公共施設整備が進み良好な住環境が形成されたことから、都市構造の維持と周辺環境との調和に配慮しながら、適切な土地利用が図られるための用途転換を検討する。
- ・南地区の利別川沿い及び旭町地区の一部については、都市計画決定されている沿道に将来の土地利用を想定した用途設定がされているが、都市計画道路の見直しにあわせて、適切な土地利用が図られるための用途転換を検討する。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

- ・住宅地のうち、低層住宅を主体とした専用住宅地については、低密度の土地利用を図り、良好な住環境の形成及び維持を図る。
また、中高層住宅を主体とした住宅地等については、中密度の土地利用を基本とする。
- ・商業業務地のうち、中心商業業務地及び一部周辺地区については、多様な都市機能の集積による魅力あふれる都市空間の形成を図るため、高密度の都市利用を促進する。

(3) 市街地の土地利用の方針

① 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・住宅地のうち、中央地区、北地区、南地区及び西地区等については、引き続き良好な住環境の保全に務める。
また、中心市街地周辺の住宅地においては、積極的に人口密度の維持を促進し、持続可能な生活環境の実現を図る。
- ・中心市街地の商業業務地においては、延焼の危険性等を適切に評価した上で、準防火地域を定め、中心市街地の防火性能の向上を図る。

(4) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集团的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・溢水、堪水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
また、気候変動により増大する水災害リスクに対して、まちづくりにおける防災配慮について検討する。
- ・土砂災害特別警戒区域に指定されている団地1の沢の川、団地2の沢の川、西町1、西町2、西町3及び里見が丘1地区については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
- ・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に務める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林及び防風保安林については、森林の持つ公益的機能の維持・増進に努め、今後とも適切な保全を図る。
- ・その他豊かな自然環境を有する山林原野、樹林地、丘陵地、河川敷地及び湿地帯については、今後とも良好な自然環境の保全に務める。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域の指定のない区域について、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、必要に応じて特定用途制限地域等を定めることにより、土地利用の整序を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、十勝連携地域北東部に位置する地方中小都市であり、帯広方面、北見方面及び阿寒方面への分岐点であることから、交通の要衝として、今後も広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾等の広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・高齢者や障がい者等の歩行者及び自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の優位性、利便性を高め、土地利用と連動した効率的な公共交通軸の形成や利用を促進するとともに、交通結節点の整備を進める。
- ・災害に際して円滑な避難、緊急輸送等が可能となるような交通ネットワークの構築に配慮するとともに、雪に強い道路整備に務める。
- ・広域的な産業・生活・文化等の交流に対応し、迅速かつ円滑な自動車交通を確保するため、北海道横断自動車道を有効に活用する。

b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

| | 平成 27 年 (2015 年) (基準年) | 令和 12 年 (2030 年) (目標年) |
|---------|---------------------------|---------------------------|
| 幹線街路網密度 | 2.59 km/k m ² | 2.59 km/k m ² |

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・3・3・1号観光通(国道241号)、3・3・3号南大通(国道241及び242号)及び3・3・4号北大通(国道242号)を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・10号東通(一般道道植坂足寄停車場線)及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

b 交通結節点等

3・3・4号北大通(国道242号)に交通広場を配置しており、今後も交通結節機能を確保する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

近年における気候の変動は、利別川及び足寄川の氾濫及び雨水排水施設の整備の立ち遅れによる浸水被害等の問題をもたらしている。

都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。

イ 河川

流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成 27 年（2015 年）で 55.4%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の推進を図る。

イ 河川

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

足寄町公共下水道については、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、未整備地区内の普及を図るとともに、適切な改築更新を図る。

b 河川

利別川、足寄川及び佐野川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川及び水辺空間の整備に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・市街地内の下水道未整備地区の下水道管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら、改築更新を行う。
- ・利別川及び足寄川の河川改修を促進する。

(3) その他の都市施設

汚物処理場（池北 3 町浄化センター組合し尿処理場）は、長期的な施設整備方針を整理し必要に応じて都市計画変更を行う。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

中央地区及び南地区の国道沿いにおいては、土地区画整理事業の都市計画決定が行われてからの時間経過の中で、都市再生整備計画事業や国道整備により基盤整備がなされ、市街地開発事業による基盤整備の目的がおおむね達成されていると認められるため、土地区画整理事業の施行区域について、関係者等と十分調整した上で見直しを検討する。

4. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域は、市街地を取り巻くように展開する丘陵地と市街地を貫流する利別川や外縁部を流れる足寄川及び市街地北地区・西地区を流れる佐野川の河川空間を骨格とする、環状型パターンを基本とする良好な自然環境が形成されている。

本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、里見が丘公園、区域内を流下する利別川、足寄川及び佐野川の河川緑地を配置するとともに、歩行者空間の有機的なネットワークを形成するため、旧鉄道敷地及び佐野川に散策路を配置する。

b レクリエーション系統

日常的なレクリエーション活動に対処する緑地として、街区公園及び北星公園を適正に配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、里見が丘公園を配置する。

c 防災系統

地震及び火災等の災害時における避難地として、街区公園及び北星公園を配置するとともに、避難地と接続する避難路や防災道路を配置する。

また、斜面の崩壊及び土砂流出等を防止するため、丘陵斜面地や樹林地の保全を図る。

d 景観構成系統

- ・郷土を代表する景観を構成する緑地として、利別川及び佐野川に緑地を配置し、市街地の景観が河川の緑と一体になるよう整備保全を図る。
- ・街並みの背景となる山地及び丘陵地の保全を図る。

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。

また、人口減少等の社会情勢やニーズの変更に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効になるように配置する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市における緑地の適正な保全及び緑地の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規程に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。

(4) 主要な緑地の確保目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

総合公園については、里見が丘公園の再整備を図る。